

新型コロナウイルス関連肺炎への対応について

1 国内外の感染者数(1/27 12:00 現在 厚生労働省発表。ただし香港、マカオについては中国政府発表による。)

日本	4人	マレーシア	4人
中国	2,744人 (死者80人)	台湾	4人
		フランス	3人
タイ	8人	韓国	4人
香港	8人	米国	5人
マカオ	5人	ベトナム	2人
豪州	4人	ネパール	1人
シンガポール	4人	カナダ	1人

計 2,801人
(死者80人)

2 コロナウイルスとは

- ・人や動物の間で広く感染症を引き起こすウイルス。
- ・今回の新型コロナウイルス以外で人に感染症を引き起こすものはこれまで6種類が知られており、この中では深刻な呼吸器疾患を引き起こすことがある SARS-CoV (重症急性呼吸器症候群コロナウイルス) と MERS-CoV (中東呼吸器症候群コロナウイルス) 以外は、感染しても通常の風邪などの重度でない症状にとどまる。

3 主な症状と治療方法

- ・主な症状は、発熱及び呼吸器疾患。
- ・新型コロナウイルスに対するワクチンや特異的な治療薬は無く、治療は対症療法。

4 感染経路

- ・飛沫感染 (クシャミなどのしぶきで1m~2mの範囲で感染が広がるもの)
- ・接触感染 (クシャミなどのしぶきが触れた物を触った手で、口や鼻を触って感染するもの)

5 感染予防対策

- ・コロナウイルス全般の予防として、こまめな手洗いやアルコール製剤等による手指消毒が効果的。新型コロナウイルスを含め、呼吸器感染症全般の予防のために、手洗い等の励行のほか、咳やくしゃみがでるときの咳エチケットの励行。

6 国における対応

令和2年1月21日(火)及び1月24日(金)に関係閣僚会議が開催され、以下の対応を実施。

- ・感染リスクの高い地域からの入国者・帰国者に対する検疫所における水際対策の徹底
- ・国立感染症研究所での検査する仕組みの着実な運用と感染者の濃厚接触者の把握の徹底
- ・国際的な連携を密にし、WHOや諸外国の対応状況等の情報収集を強化
- ・国民への迅速な情報提供と安心・安全の確保

※ 在留邦人の帰国に向けて、新型インフルエンザ等対策政府行動計画に基づくチャーター機の派遣(予定)

※ 入院勧告や就業制限などの措置が可能となる、感染症法に基づく「指定感染症」への指定を閣議決定(1/28)

7 県における対応

- (1) 水際対策の実施（山形空港、庄内空港、酒田港）
 - ・検疫所と連携した新型コロナウイルス疑い患者の把握と受診誘導
- (2) 武漢市から帰国・入国されて発熱等のある方に対する医療機関受診の呼びかけ
- (3) 医療機関からの感染症発生届による患者の把握
 - ・感染症の発生がみられた場合、保健所へ情報提供するよう医療機関に通知済
- (4) 感染症指定医療機関による患者の受け入れ態勢の整備
 - ・重大な影響を与えるおそれのある感染症の治療施設として県内5医療機関（県立中央病院、県立新庄病院、県立河北病院、日本海総合病院、公立置賜総合病院）を指定し、患者の受け入れ態勢を整備
- (5) 感染症発生動向調査（毎週実施）による県内感染症の流行状況の把握と県民への情報提供
- (6) 病原体検査の実施
 - ・衛生研究所が協力医療機関から検体の提供を受けて、病原体の種類や件数を調査するもの
- (7) 感染防止資機材の備蓄
 - ・使い捨てマスクやガウン、ゴーグル、手袋等を各総合支庁に備蓄
- (8) 県ホームページやSNS、プレスリリースによる県民の皆様への迅速な情報提供と必要な注意喚起
- (9) 県民相談窓口の設置（本庁及び各保健所）（1/24～）
- (10) 県関係各課による「新型コロナウイルス関連感染症対策会議」の開催（1/24）
- (11) 各省庁からの新型コロナウイルスに関する通知の市町村、関係機関等への周知及び注意喚起